

平成 23 年度

通 常 総 会 議 案 書

日時：平成 23 年 4 月 28 日（木）午後 4 時

場所：ホテル スエヒロ

社団法人 たきかわ 観 光 協 会

通常総会次第

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 来賓紹介・挨拶
4. 総会成立宣言
5. 議長選出
6. 議事録署名人指名
7. 議事

報告第1号 平成22年度事業報告について

報告第2号 平成22年度収支決算報告について

報告第3号 平成22年度監査報告について

議案第1号 平成23年度事業計画（案）について

議案第2号 平成23年度法人会計（案）について

議案第3号 新法人法対応による定款の改正について

8. その他
9. 閉会

平成 22 年度事業報告

平成 22 年 6 月は、菜の花の景観が TV・雑誌で大きく取り上げられ、また横綱白鵬関の滝川市観光大使委嘱のニュースも全国に発信されました。秋の恒例イベントのコスモスマラソンは、年々ランナーを増やし続けていますし、この冬の紙袋ランターン・フェスティバルに訪れた市外の方々は、その感動をインターネットのブログに数え切れないほどの書き込みをしています。

今までの季節ごとのイベントの「点と点」が、元々滝川市が持っていたパノラマ景観や豊富で品質の高い食材を背景に、一本の線になり、一年を通したいわゆる「通年型」の観光地としての道筋が見えてきたのではないかと、思われます。

その実現に向けての取り組みこそが、我々たきかわ観光協会の使命であると自覚を新たにしています。

I 実 施 事 業

1. 催事等事業 夏祭り／冬祭り

「夏祭りジンギスカン王国 2010」は、前年同様の内容で開催しました。美味の花尻店さんが不参加のために、急遽アイマトン社からの羊肉供給を受け、ジンギスカン店 5 店舗の開催が可能になりました。（マツオ・小林精肉店・肉の花尻・大畠精肉店・アイマトン）

運営に関しましては、滝川市、滝川青年会議所、商工会議所及び女性部・青年部、ボランティアグループつうフレンド、滝川婦人会などの協力をいただきました。イベント自体は前年を上回る規模でありましたが、市外からの誘致が見られず、重要な課題を残しました。

「たきかわ冬祭り 2011」は、雪中パークゴルフと雪の滑り台をメインに開催されました。しかし、夏祭りの時と同様に、本協会事務局が担ってきた実行委員会運営が円滑に進まず、適切なイベントマネジメントが遂行できませんでした。次年度には、その反省を生かして行きたいと思えます。

今年の冬祭は、紙袋ランターン・フェスティバルと名護児童の来滝に合わせて、日程調整をし開催日を決定しました。今後も、それぞれのイベントが連携体制を構築できるようになれば、相乗効果が大きくなると思えます。

2. 催事協賛支援事業

「菜の花まつり 2010」に関して観光協会は、前年同様に交通規制を担当しました。日本一の作付け面積を誇る、滝川の菜の花畑は、数多くマスメディアに取り上げられ、すでに大きな観光資源と位置づけられています。

本年度から、本協会が「2011 たきかわ菜の花まつり」実行委員会事務局を担い、準備を進めております。滝川菜種生産農家組合の長年の努力の結晶であるところの、日本一の菜の花畑を大切にしてお祭りの開催を呼びかけ、ただ今多くの市民・団体の賛同協力を得ております。今年の開催を是非ご期待をいただきたいと思います。

※その他の協賛助成金支出イベント

…………… コスモフェスタ・マラソン、KAYAGINI 祭り、紙袋ランタンフェスティバルなど

3. 催事後援支援事業

※後援助成金支出イベント

…………… 白鵬関関連イベント、中学校スキー全道大会、その他各催事等 11 件

4. 刊行事業

・たきかわガイド製作への負担金支出

・「たきかわ観光協会便り」製作配布

5. 観光宣伝事業

・たきかわ観光大使活動

……………各イベント派遣業務、メディアへの広報活動

・滝川市観光大使横綱白鵬関活動支援

……………白鵬関相撲商品の販売、白鵬関イベント広報活動支援、白鵬関の子羊命名キャンペーン

6. 観光振興計画推進事業

・ボランティアグループ つうフレンドの活動支援

7. 友好親善都市交流事業

本年度は、滝川開村 120 周年セレモニーに、名護市長、名護市観光協会の役員及び事務局長など 10 数名が来滝されました。その答礼として、本協会理事及び観光大使総勢 10 名を名護市へ派遣致しまして、両市の友好を更に深めてまいりました。

8. 物産振興事業

・滝川特産品 PR 活動 (将来のインターネット販売計画)

・メディア取材対応 ・滝川チョコ企画開発支援

9. その他事業

・各種観光イベント、観光・物産関連各団体 (13 件) への支援活動

10. 収益事業

・貸し TENT ・有料コピーサービス ・貸し自転車

II 組 織

1. 会員の状況

	期首会員数	期中入会数	期中退会数	期末会員数	備考
正会員	311	7	29	289	
賛助会員	78	0	2	76	
計	389	7	31	365	

2. 役員の状況

(1) 役員名簿

理事

会長	及川喜三	理事	高山信一
副会長	岩村征一	理事	竹下信昭
副会長	新山敏夫	理事	中島康
副会長	松尾建二	理事	水口典一
専務理事	笹木信弘	理事	山岸穰
常務理事	松原章	理事	山本良明
理事	戎谷侑男	理事	吉田正治
理事	高橋明	理事	若山重樹

監事

監事	木村正己	監事	高木敏行
監事	芳賀柁克		

観光振興委員

委員長	松尾建二	観光委員	寺澤勇
副委員長	岡部正幸	観光委員	中垣地香子
観光委員	石橋久生	観光委員	中島隆
観光委員	岩田兼一	観光委員	中田翼
観光委員	奥村敦史	観光委員	樋口久雄
観光委員	加藤和子	観光委員	藤井正義
観光委員	小山純弘	観光委員	古屋順二
観光委員	鈴木清	観光委員	本間宏之
観光委員	高桑純啓	観光委員	水口正之
観光委員	釣部勲	観光委員	山田一春

(2) 顧問

滝川市長	田村弘様
滝川市議会議長	中田翼様
北海道議会議員	大河昭彦様
陸上自衛隊滝川駐屯地司令	原田一郎様
滝川商工会議所会頭	渡邊恭久様
江部乙商工会会長	西田裕康様
滝川建設協会会長	田端千裕様

(3) 事務局職員及び事務員

事務局 長	更 科 洋 祐
観光案内及び事務員 (パートタイマー)	田 口 博 美
” ”	石 川 め ぐ み
” ”	三 輪 ま さ 枝

Ⅲ 庶 務

1. 会議等の出席状況

開 催 日	行 催 事 名	出 席 者
22.4.16	・産業活性化協議会	及 川 会 長
5.19	・滝川自衛隊協力会総会	更科事務局長
5.21	・モンゴル交流会実行委員会	新山副会長
5.31	・滝川自衛隊協力充実促進会議	及 川 会 長
6.14	・北海道振興機構総会	更科事務局長
7.2	・名護市友好親善 歓迎会	及 川 会 長
7.3	・滝川開村 120 周年記念式典	及 川 会 長
7.3	・名護市友好親善都市 20 周年交流会 岩村副会長・新山副会長・笹木専務理事・松原常務理事出席	及 川 会 長
7.6	・観光振興計画策定市民会議	松原常務理事
7.28	・地産地消ふるさとづくり協議会	更科事務局長
7.29	・修親会・自衛隊協力会合同送別会	及 川 会 長
8.11	・名護市児童派遣報告会	会 長
8.17	・産業活性化協議会	松原常務理事
8.26	・丸加高原応援団会議	更科事務局長
9.6	・四条公祭典	及 川 会 長
9.7	・滝川市地域公共交通活性化協議会	及 川 会 長
9.14	・広域観光協議会	更科事務局長
9.29	・観光振興計画策定会議	更科事務局長
9.30	・地産地消ふるさとづくり協議会	更科事務局長
10.7	・北方四島訪問団歓迎会	及 川 会 長
10.15	・空知石狩合同研修会	更科事務局長
10.19	・地産地消ふるさとづくり協議会	更科事務局長
11.11	・地域づくり健康診断報告会	及 川 会 長
11.26	・菜の花 2011 検討委員会	及 川 会 長
12.11	・観光人材交流会	更科事務局長
12.14	・義士墓前祭	及 川 会 長

H23.1.4	・滝川市新年会	及川会長
1.12	・自衛隊協力会新年交礼会	及川会長
1.14	江部乙商工会 50 周年	及川会長
1.19	・公共交通活性化協議会	及川会長
1.28	・名護さくら祭り（～1/31）	岩村副会長他
2.18	・自衛隊講演会	及川会長
3.1	・公共交通活性化協議会	及川会長
3.18	・社団法人 スカイスports振興会理事会	及川会長
3.25	・滝川市商工会議所通常総会	更科事務局長

2.三 役 会

開 催 日	承 認 ・ 議 決 事 項
22.4.13	・平成 21 年度決算報告について ・第 18 代観光大使募集について
H22.5.8	・21 年度決算報告、監査について ・通常総会議案について
H23.1.17	・冬まつり、23 年度予算について ・冬まつり、事業計画について ・冬まつり、23 年度事業計画について
H23.2.15	・次年度予算案について
H23.3.22	・22 年度事業報告案について

3.理 事 会

開 催 日	承 認 ・ 議 決 事 項
H22.6.10	・観光振興委員の選任について ・新公益法人制度について ・貸し自転車について
H22.8.30	・菜の花まつり、夏祭り決算報告 ・冬まつり、コスモス祭り、滝川ちゃんこの対応について
H22.11.18	・冬まつり、名護桜まつり、観光 MAP 作成について
H23.1.20	・22 年度決算見込み、23 年度予算、事業計画について
H23.3.24	・冬まつり決算について ・22 年度事業報告 ・23 年度予算及び事業報告について

Ⅲ 会 議

1. 通常総会

※ 日 時 平成 22 年 5 月 27 日（木） 16 時 00 分

※ 場 所 滝川ホテル 三浦華園

※ 出席者 正会員 234 人（内委任状 181 人）

※ 報告・議案 8 件

- ・ 報告第 1 号 平成 21 年度事業報告について
- ・ 報告第 2 号 平成 21 年度一般会計・特別会計収支決算報告について
- ・ 報告第 3 号 平成 21 年度監査報告について
- ・ 議案第 1 号 平成 22 年度事業計画（案）について
- ・ 議案第 2 号 平成 22 年度一般会計（案）（旧特別会計含む）について
- ・ 議案第 3 号 定款の一部改正について
- ・ 議案第 4 号 庶務規定等の一部改正について
 - 1 庶務規程の一部改正
 - 2 経理規程の一部改正
 - 3 職員就業規程の一部改正
 - 4 嘱託職員取扱規程の一部改正
 - 5 嘱託職員の給与に関する規程の一部改正
- ・ 議案第 5 号 任期満了に伴う役員の選任及び役員の改選について

議事の結果、報告第 1 号から議案第 5 号まで原案のとおり承認可決された。

2. 監事会

(1) 定期監査

※日 時 平成 22 年 5 月 10 日（月）

※場 所 たきかわ観光協会事務所

平成 21 年度決算の監査を行い、適切である事が確認された。

監事 高 木 敏 行

監事 木 村 正 己

監事 芳 賀 柁 克

Ⅳ ●理事会及び事務局新体制

理事会、三役会の機動的な執行体制確立のため、理事人数 35 名を 16 名にスリム化致しました。その結果、年間 5 回の理事会において、理事出席率は 70%に達し、活発な議論が交わされました。

次に事務局体制については、

旧) 事務局長 1 名、職員 2 名、嘱託事務員 1 名 常時約 4 名

↓

新) 事務局長 1 名、パートタイマー（1 日当 4.5 時間、総数 3 名） 常時 2 名

となりました。

V 新・公益法人制度への移行認定の準備作業進捗状況について

本協会は、来年4月に新しい公益法人制度への移行認定を受ける計画で準備中です。この新しい制度と法律の中では、公益法人だけでなく、一般法人やNPO法人などの全ての非営利法人は、「公益に資する」団体組織でなくてはならない事が明確に記されています。

いま世界中の先進国は「小さな政府」を目指しています。それが民主国家の最新の姿であると広く認識されています。政府が小さくなった分、民間の活力で補って行かねばならないし、その方法論こそが最良だと考えられています。

この事から、新しい公益法人制度における滝川市と観光協会の関係性は、市・協会のそれぞれの役割分担を明確にする中で、理事会体制及び事務局体制を変更致しました。

この体制で、観光振興における、滝川市の民間の活力を増進させ、協会運営を行って参ります。

【公益法人制度の目的】

内閣府公益認定等委員会事務局の資料（平成20年5月）

【民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し民による公益の増進に寄与するとともに、主務官庁の裁量権に基く許可の不明瞭性等の従来の公益法人制度の問題点を解決すること。】

この目的の前半部分を言い換えますと、

【協会をはじめとするボランティアなどの市民活動の健全な発展を促進し、官主導ではない、民間主導による公益の増進に寄与するとともに・・・】

となります。

このように、新しい制度と法律の中で本協会は、滝川市及び空知の観光産業の振興を目的とする法人でありますから、民間団体としての「たきかわ観光協会」が、観光に関する民間非営利活動の健全な発展を促進し、滝川市の観光に関する公益の増進に寄与していくことが、本協会の目的であり、またそれを実現していかななくてはなりません。

VI 定款の変更について

新しい公益法人制度には、以前にはなかった組織の内部規定などが明確に定められています。昨年度にも定款の一部変更を行い、総会の決議をいただきました。その内容に関しましては、大きく変わったところはありませんが、内閣府が示す「モデル定款」に文言を合わせ、並び替えております。そのあたりをご承知の上、後ほどの協議を行ってまいりたいと思います。

報告第3号 平成22年度監査報告について

監査報告書

社団法人 たきかわ観光協会

会長 及川喜三様

平成23年4月14日、社団法人たきかわ観光協会の、平成22年度事業報告書・収支決算書を現金、証書、諸帳簿等により監査致しました。

その結果、金銭の出納その他、各伝票、書類等適正に処理され、正當に取り扱われておりましたことを認め、監査報告と致します。

平成23年4月28日

監事 高木敏行 ⑩

監事 木村正己 ⑩

監事 芳賀 柁克 ⑩

議案第 1 号 平成 23 年度事業計画（案）について

議案第 1 号 平成 23 年度事業計画（案）について

本協会は新しい公益法人制度の下、「公益に資する」法人でなくてはなりません。本協会が担う公益とは「滝川の観光振興」のことです。過去にももちろんその目的で、多くのイベントが開催されてきました。イベントによって内外からお客様を呼び寄せ、滝川市内での消費につなげようと努力してきました。

ここ数年の菜の花まつりに注目してみると、数万人の入込客数実績を記録しています。すでに大きな集客力を持つ観光資源があるのですから、後は受け入れ体制を整え、滝川市内での消費行動に誘導するという段階に入っています。

このことから、23 年度の本協会の事業計画は、菜の花まつりを中心に、且つ戦略的に位置づけて実施して行く事になります。

菜の花実行委員会について

昨年 11 月末に、市の商工観光課の呼びかけによって、2011 菜の花まつり検討委員会が召集され、今年の 1 月に「2011 菜の花まつり実行委員会」が正式に発足いたしました。

その委員会の主旨は、日本一の菜の花畑を守り、農業景観を大切に受け継いで、菜の花まつりを滝川市の観光資源として育てていくというものです。市民のためのお祭りイベントでは、市内のそれぞれの団体などの立場に配慮した運営が求められますが、今年の菜の花まつり実行委員会は、市民目線ではなく、あくまでも「観光客目線」であって、市外から、特に札幌圏を中心とする大都市圏からの観光客を誘致することを目的としています。ただ単に菜の花を觀賞してもらうのではなく、菜の花観光客に対して、いかに滝川市内で消費していただくか、そのことこそが「観光振興」だと考えるからです。観光客の満足は、リピートを生み消費を生みます。その消費行動の利益は滝川市に入ります。その消費行動が大きければ、各企業の事業投資意欲を喚起しますし、同時に雇用も生まれるでしょう。この構図こそが「観光産業」を振興させることであると思います。

また、本年度新たになる、滝川市の「観光振興 5 ヶ年計画」における戦略と重点目標についての内容を見れば、市役所と本協会は、「滝川の観光振興」を共通目的とし、今まで以上に強い連携を組んで行けると思います。

観光振興推進協議会構想

菜の花実行委員会の発足の主旨は、ボランティア精神に則り、菜の花畑の景観を大切にしていこう、というのが委員会の合意でした。その委員会の主旨と合意を、丸加高原という観光資源全体に当てはめることを考えています。初夏の時期の菜の花まつりが成功すれば、その成功例をもとに秋、冬のイベントを開催運営する土台が出来上がり、滝川に一年を通した観光客が期待できるようになります。そのように、通年型の観光地として滝川が世間に認知されるようになれば、滝川の観光産業への投資、参入は数多くなり、その規模は大きくなるでしょう。

滝川が通年型の観光地として育ち、それを維持していく運営母体としての「観光振興推進協議会」の構想には、スポーツイベントを中心とする滝川体育協会やスカイスports、芸術イベントを中心とするアートチャレンジ滝川、そして観光イベントの観光協会が、その協議会の核となった上で、多くの市民を巻き込み、広く裾野を広げ、各ボランティア団体・個人に参加していただくこととなります。

そのような協議のなかで、各イベント開催を企画して行けば、今後参入するであろう地元企業に対して、観光協会及び協議会が、中立の立場で調整を図ることが出来ると思います。

23 年度実施事業計画（案）

ここ10数年来の協会運営においては、会員の拡大と財政基盤の確立という事が最重要課題として認識しております。理事会体制、事務局体制を一新致しましたので、本年度は運営体制もその変革を余儀なくされております。

昨年度から、事務所の空きスペースを使い、特産品の展示広告を始めていますが、これは何としても会員の皆さまの物産などをインターネットで販売したい、との意向から始めたものです。インターネットによる物産販売は、今後も大きな市場として期待できますので、引き続きその準備を進めて行きたいと思っております。

また、本年度の菜の花まつりを契機に、電動自転車のレンタル事業を計画しております。丸加高原など起伏の激しい場所ですが、電動自転車を活用すれば、たとえご高齢の方でも、快適にツーリングを楽しむことができますので、事業としても成立すると考えます。

事業別実施計画（案）

A) 催事等事業（本協会が直接、企画実行に関わる事業）

- ・ 菜の花まつり 2011
- ・ 夏祭り 2011
- ・ 冬まつり 2012

B) 催事協賛支援事業

- ・ 紙袋ランタンフェスティバル
- ・ コスモスフェア
- ・ コスモスマラソン

C) 催事後援支援事業

- ・ KAYAGINI 祭り
- ・ ミント子祭り
- ・ 全国全道の各種大会等開催支援
- ・ TV、映画口ケ撮影の協力支援

D) 刊行事業

- ・ 滝川観光 MAP2011 作成及び配布
- ・ 菜の花畑 MAP2011 作成及び配布

E) 観光宣伝事業

- ・ たきかわ観光大使の活動
- ・ 白鵬関 関連事業活動支援

F) 友好都市交流親善事業

- ・ 名護市及び栃木市との友好親善活動

G) 観光振興計画推進事業

- ・ ボランティア団体及びその活動支援

H) 収益事業

- ・ テント等レンタル事業
- ・ 電動自転車レンタル事業

I) その他事業

- ・滝川市及び近隣地域のイベントへの支援

議案第2号 平成23年度法人会計（案）について

平成23年度 たきかわ観光協会 法人会計予算（案）

【収入の部】

単位：千円

科目	23年度予算 a	22年度予算 b	差引増減 a-b	内訳
I 会費収入	4,500	4,800	▲300	
1. 正会員会費	4,200	4,500	▲300	会員数減、会費額減
2. 賛助会員会費	250	250	0	賛助会員数 76
3. 未収会費回収	50	50	0	過年度会費
II 事業収入	780	422	358	
1. 広告料・	50	132	▲82	広告料 販売手数料
2. 貸テント自転車	530	240	290	テント 20 万、自転車 33 万
3. その他	200	50	150	相撲商品販売など
III 補助金収入	9,225	9,225	0	
1. 市補助金	8,700	8,700	0	事業費 500 万、人件費 370 万
2. 商工会議所	500	500	0	管理費・事業費補助
3. その他	25	25	0	
IV 負担金収入	570	0	570	刊行事業 495 千円など
V 雑収入	65	71	▲6	
1. 受取利息	4	1	3	
2. 雑収入	61	70	▲9	総会懇親会会費収入など。
当期収入合計	15,140	14,518	622	

【支出の部】

単位：千円

科目	23年度予算 a	22年度予算 b	差引増減 a-b	内訳
I 管理費	9,175	9,389	▲214	
1. 給与手当	4,650	4,600	50	局長、事務員パート給料
2. 社会保険料	550	600	▲50	社会保険料・福利厚生費
3. 会議費	290	360	▲70	総会開催費用など
4. 交際費	50	40	10	慶弔費
5. 旅費交通費	180	280	▲100	通勤手当、出張費
6. 通信運搬費	450	200	250	電話代、メール便料
7. 消耗什器備品	40	180	▲140	PC購入代、文房具代
8. 消耗品費	90	70	20	コピー用紙、プリンタインク代
9. 修繕費	50	0	50	
10. 印刷製本費	130	440	▲310	コピー機使用料
11. 燃料費	105	120	▲15	灯油・ガソリン代
12. 光熱水料費	350	349	1	
13. 賃借料	1,446	1,320	126	家賃、コピー機リース料
14. 会計ソフト・PC	378	510	▲132	会計ソフトリース、顧問料
15. 租税公課	2	0	2	印紙・切手代
16. 負担金寄付金	76	270	▲194	各団体年会費など→事業費へ
17. 雑支出（予備費）	338	89	249	新聞購読料、書籍代、客用茶代
II その他支出	20	59	▲39	
法人税、住民税及び事業税	20	59	▲39	

【支出の部】

単位：千円

科目	23年度予算	22年度予算	差引増減	内訳
	a	b	a-b	
Ⅲ 事業費	5,945	7,474	▲1,529	
1. 催事等	2,200	3,500	▲1,300	夏祭り・冬祭り交付金
2. 催事協賛支援	350	600	▲250	コスモスイメント、ランタナフェスなど
3. 催事後援支援	100	95	5	白鵬来滝支援金、各イベント負担
4. 刊行	1,000	1,000	0	観光ガイドマップ作成
5. 観光宣伝	500	604	▲104	観光大使経費
6. 物産振興	30	145	▲115	商品開発費
7. 友好都市交流	280	1,030	▲750	新事業（名護市交流事業）
8. 観光振興計画推進	10	200	▲190	ボランティア活動支援
9. その他	700	300	400	自衛隊協会・スライム・ツリ負担金
10. 収益事業支出	775	0	775	電動自転車 10 台購入費
支出合計	15,140	16,922	▲1,782	
当期収支差額	0	▲2,404		
前期繰越収支差額	29	1,474		
次期繰越収支差額	29	▲930		

報告第2号 平成22年度収支決算報告について

平成22年度 たきかわ観光協会 法人会計決算

【収入の部】

単位：円

科目	22年度決算 a	22年度予算 b	差引増減 a-b	内訳
I 会費収入	4,553,370	4,800,000	▲246,630	
1. 正会員会費	4,220,000	4,500,000	▲280,000	総会員数 389→369 (20 減)
2. 賛助会員会費	323,370	250,000	73,370	賛助会員数 76
3. 過年度会費	10,000	50,000	▲40,000	
II 事業収入	450,056	422,000	28,056	
1. 広告料	0	132,000	▲132,000	ホームページ広告料
2. 貸テント自転車	222,756	240,000	▲17,244	
3. その他	227,300	50,000	177,300	相撲商品販売など
III 補助金収入	9,225,000	9,225,000	0	
2. 市補助金	8,700,000	8,700,000	0	事業費 500 万、人件費 370 万
2. 商工会議所	500,000	500,000	0	管理費・事業費補助
3. その他	25,000	25,000	0	菜の花まつりバス運行補助金
IV 負担金収入	769,235	0	769,235	
V 雑収入	63,064	71,000	▲7,936	
1. 受取利息	3,767	1,000	2,767	
2. 雑収入	59,297	70,000	▲10,703	総会懇親会会費収入など。
収入合計	15,060,725	14,518,000	542,725	

【支出の部】

単位：円

科目	22年度決算 a	22年度予算 b	差引増減 a-b	内訳
I 管理費	8,541,755	9,389,000	▲847,245	
1. 給与手当	4,132,993	4,600,000	▲467,007	局長、事務員パート給料
2. 社会保険料	465,603	600,000	▲134,397	社会保険料・福利厚生費
3. 会議費	318,809	360,000	▲41,191	総会開催費用など
4. 交際費	50,677	40,000	10,677	名簿歓迎費、慶弔費
5. 旅費交通費	157,401	280,000	▲122,599	通勤手当、出張費
6. 通信運搬費	437,901	200,000	237,901	電話代、メール便料
7. 消耗什器備品	39,790	180,000	▲140,210	PC購入代、文房具代
8. 消耗品費	87,393	70,000	17,393	コピー用紙、プリンタインク代
9. 印刷製本費	127,913	440,000	▲312,087	コピー機使用料
10. 燃料費	103,732	120,000	▲16,268	灯油・ガソリン代
11. 光熱水料費	356,045	349,000	7,045	
12. 賃借料	1,455,125	1,320,000	135,125	家賃、コピー機リース料
13. 会計ソフト・PC	672,390	510,000	162,390	会計ソフトリース、PC購入代
14. 租税公課	1,200	0	1,200	印紙代、切手代
15. 負担金寄付金	75,860	270,000	▲194,140	各団体年会費など
16. 雑支出	58,923	50,000	8,923	新聞購読料、書籍代、客用茶代
II その他支出	20,000	59,000	▲39,000	
法人税、住民税及び事業税	20,000	59,000	▲39,000	

【支出の部】

単位：円

科目	22年度決算 a	22年度予算 b	差引増減 a-b	内訳
Ⅲ 各事業費合計	7,944,475	7,474,000	▲470,475	事業総収入 812,335
1. 催事等	3,448,089	3,500,000	▲51,911	夏祭り 150、冬祭り 3,298
2. 催事協賛支援	537,062	600,000	▲62,938	コスモスイイベント、ウインターフェスタなど
3. 催事後援支援	372,630	95,000	277,630	白鵬関係来滝支援金、各イベント負担
4. 刊行	978,987	1,000,000	▲21,013	協会便り、たびたびガイド
5. 観光宣伝	687,660	604,000	83,660	観光大使経費、白鵬関係来滝支援
6. 物産振興	25,342	145,000	▲119,658	滝川ジャン商品開発費
8. 観光振興計画推進	12,400	200,000	▲187,600	ボランティア活動支援
9. その他事業	488,383	300,000	188,383	自衛隊・カイトレーサー・振興機構ほか
10. 友好都市交流事業	1,042,725	1,030,000	12,725	補正予算 930 千円、 観光宣伝費から流用 100 千円
11. 収益事業支出	178,697	0	178,697	相撲商品仕入など
支出合計	16,506,230	16,922,000	▲415,770	
当期収支差額	▲1,445,505	▲2,404,000		
前期繰越収支差額	1,474,970	1,474,000		
次期繰越収支差額	29,465	▲930,000		

議案第 3 号 新法人法対応による定款の改正について

定款変更（案）

社団法人 たきかわ観光協会

第 1 章 総 則

（名称）

第 1 条 この法人は、一般社団法人たきかわ観光協会（以下「本協会」という）と称する。

（事務所）

第 2 条 本協会の事務所を北海道滝川市に置く。

第 2 章 目的及び事業

（目的）

第 3 条 本協会は、滝川市及び滝川市を中心とする空知地域の優れた観光資源生かし、観光客の誘致を行い、観光事業及び国際観光の振興を促進し、地域経済の発展に貢献することを目的とする。

（事業）

第 4 条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （ 1 ） 観光宣伝及び観光客の誘致に関すること
- （ 2 ） 観光資源の開発、発掘及び保全並びに観光地の美化
- （ 3 ） 観光催事の立案、実施
- （ 4 ） 観光に関する調査研究と情報の収集及び提供
- （ 5 ） 特産品の普及啓発に関すること
- （ 6 ） 観光施設の管理運営
- （ 7 ） 観光関係者の資質の向上に関すること
- （ 8 ） その他本協会の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会員

（種別）

第 5 条 本協会の会員は、次の 3 種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- （ 1 ） 正会員 本協会の目的に賛同して入会した個人又は団体
- （ 2 ） 賛助会員 本協会の事業に賛助するため入会した個人又は団体

(3) 特別会員 本協会に功労のあった者又は学識経験者等で会長が推薦し
理事会の承認を得たもの

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとするものは、理事会において別に定める入会申込書を
会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 正会員及び賛助会員は、理事会において別に定める退会届を会長に提出して、任意にいつ
でも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議により、当該会員を除名す
ることができる。この場合当該会員に対し、決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本協会の定款又は規則に違反したとき。

(2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪
失する。

(1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。

(2) 総正会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(拠出金の不返還)

第11条 既納の会費及びその他の拠出金品は返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 14 条 総会は、定時総会として毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び召集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 16 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第 19 条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

(議事録)

第 20 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が、記名押印しなければならない。

第5章 役員

(種類及び定数)

第21条 本協会に、次の役員を置く。

(1) 理事 12名以上16名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を会長、3名以内を副会長、1名を専務理事、1名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員の中から選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

4 第1項の規定にかかわらず、理事3人以内、監事3人以内については総会において正会員以外から選任することができる。

5 理事及びその親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下でなければならない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表しその業務を執行し、副会長は会長を補佐する。

3 専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、本協会の業務を分担執行する。

4 会長及び専務理事、常務理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了

又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条 理事及び監事は、総会の決議に基づいて解任することができる。

(報酬等)

第 27 条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員は総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(顧問)

第 28 条 本協会に顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べるることができる。

4 顧問の報酬は、無償とする。

第 6 章 理事会

(構成)

第 29 条 本協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本協会の業務執行の決定

(2) 理事の職務執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事、常務理事の選定及び解職。

(招集)

第 31 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 専門委員会

(専門委員会)

第35条 本協会は、事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の議決を経て専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 本協会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 本協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の議決を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、総会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第41条 本協会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及

び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 本協会は剰余金の分配を行うことができない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 本協会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって、前項の電子公告をすることをできない場合は、滝川市において発行する北海道新聞に掲載する方法による。

第11章 事務局

第43条 本協会の事務を処理するために、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の議決を得て会長が委嘱し、職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第12章 附則

附 則

1 この定款は、法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 本協会の最初の会長は及川喜三とする。

3 法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。